

東海学院大学短期大学部及び東海学院大学動物実験委員会規程

(趣旨)

第1条 東海学院大学短期大学部及び東海学院大学動物実験等の実施に関する基本指針（以下「指針」という。）を適正に運用するため、東海学院大学短期大学部及び東海学院大学動物実験委員会（以下「委員会」という。）を置く。委員会に関し必要な事項は、この規程の定めるところによる。

(組織)

第2条 委員会は、次の委員をもって構成する。

- (1) 東海学院大学健康福祉学部 総合福祉学科及び管理栄養学科の各科から選出された教員 1人
- (2) 東海学院大学人間関係学部 心理学科及び子ども発達学科の各科から選出された教員 1人
- (3) 教務課より選出された職員 1人
- (4) その他学長が必要と認めた者

(審議)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 規程等の変更に関すること。
- (2) 動物実験等の申請の審査に関すること。
- (3) 動物実験等の立案・実施及び実験動物の福祉に関すること。
- (4) 動物実験室及び飼育設備の整備に関すること。
- (5) 実験動物の飼育及び保管に関すること。
- (6) 動物実験等の安全確保に関すること。
- (7) 緊急時の対応に関すること。
- (8) 教育訓練に関すること。
- (9) 自己点検・評価及び情報公開に関すること。
- (10) 管理運営に必要な組織体制の整備に関すること。
- (11) その他委員会が必要と認めた事項。

(委員長等、委員会の招集及び議長)

第4条 委員会に委員長を置き、学長が指名する者をもって充てる。

- 2 委員会に副委員長を置き、委員長が指名する委員をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたとき（以下「事故等」という。）は、その職務を代行する。
- 5 委員長及び副委員長に事故等あるときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職

務を代行する。

(議事)

第5条 委員会は、構成員の3分の2以上が出席しなければ、議事を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 委員長は、必要に応じて構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(代理出席)

第6条 委員にやむを得ない理由により委員会に出席できない場合は、あらかじめ委員長の了解を得た者を代理に出席させることができる。

2 前項の者は、第2条の委員とみなす。

(専門部会)

第7条 東海学院大学短期大学部又は東海学院大学の専属的な事項を処理させるため委員会が必要と認めた場合は、委員会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教務課において処理する。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、教授会の議を経て学長が行う。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、議事の手続きその他委員会の運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則 (1)

この規程は、昭和63年10月19日から施行する。

附 則 (2)

この規程は、平成18年6月1日から施行する。

附 則 (3)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (5)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。